

○邑南町広告事業実施要綱

平成20年3月24日

告示第19号

改正 令和3年3月31日告示第38号

(趣旨)

第1条 この告示は、邑南町(以下「町」という。)が保有する公有財産、物品、印刷物等(町のホームページを含む。以下「町有資産」という。)に、民間事業者等の広告を掲載又は掲出(以下「広告掲載」という。)し、その対価として広告掲載料を徴収する歳入型広告事業及び民間事業者等から広告掲載の対価として物品等の提供を受ける提携型広告事業(以下「広告事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告事業の目的)

第2条 広告事業は、町有資産の有効活用を図るほか、広告掲載をする者(以下「広告主」という。)に町有資産を広告掲載の媒体(以下「広告媒体」という。)として提供することにより、町の新たな財源の確保、町民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(町有資産の適正な使用)

第3条 広告主は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、邑南町財務規則(平成16年邑南町規則第1号)、その他関係法令等の定めるところに従い、町有資産を適正に使用しなければならない。

(広告掲載の対象)

第4条 広告掲載の対象となる町有資産は、次に掲げる資産のうち、町が広告媒体として活用することを決定したものとする。

- (1) 町が発行する刊行物及びその他印刷物
- (2) 町のホームページ
- (3) 町の財産
- (4) その他広告媒体として活用できると認められる町の資産

(広告掲載の基準)

第5条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題について特定の主義又は主張に当たるもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれのあるもの
- (8) 社員等の人事募集広告
- (9) 比較広告
- (10) 良好な景観の形成等を害するおそれのあるもの
- (11) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (12) その他町有資産の性質等に照らし広告掲載することが適当でないと認められるもの

2 前項に規定する広告掲載の内容に係る基準(以下「広告取扱基準」という。)は、町長が別に定める。

(広告申込者の範囲)

第6条 広告掲載の申込みをすることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 企業若しくは個人の事業者又は商店街等の連合体
- (2) 公共団体その他これに類するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認めたもの

(広告募集方法等)

第7条 町長は、広告事業を行おうとするときは、本告示及び広告取扱基準に定めるもののほか、広告事業に関し必要な事項を個別に定め、次に掲げる募集

の条件を明示して、掲載希望者を募集するものとする。

- (1) 広告媒体の名称及び内容
  - (2) 募集する広告の規格及び数量
  - (3) 広告掲載の期間
  - (4) 広告掲載の範囲及び基準
  - (5) 申込みの時期及び方法
  - (6) 広告掲載料の基準となる額(歳入型広告事業に該当する場合)
  - (7) その他町長が必要と認める事項
- (広告掲載の募集)

第8条 広告掲載の募集は、原則として、公募により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 公募による応募者の数が募集の数に満たない場合
- (2) 広告代理業を営むものをして募集させる場合

2 前項に定めるもののほか、広告媒体ごとの募集方法については、別に定める。

(広告の掲載順位)

第9条 同一の広告媒体について広告の掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)が複数ある場合は、掲載する広告の順位は、次に掲げる順序とする。この場合において、同一の広告の掲載位置に同順位のものから2以上の申込みがあるときは、抽選により決定する。

- (1) 1順位 町内に事業所等を有するもの
- (2) 2順位 前号に掲げるもの以外のもの

(広告掲載の申込み)

第10条 掲載希望者は、広告媒体ごとに定める募集要綱等により必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第11条 町長は、広告掲載の申込みがあったときは、広告掲載の可否を決定し、その結果を掲載希望者に通知するものとする。

2 町長は、広告掲載の決定を行うに際して、広告の内容、デザイン、形状、材質等の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 広告主は、承諾を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、あらかじめ町長の承認を得たときは、この限りでない。

(広告掲載料)

第13条 広告掲載料は、類似した広告掲載に係る市場価格、公益性等を勘案し、広告媒体ごとに町長が別に定める。

2 広告掲載料は前納とする。ただし、町長が特に認める場合は、分納又は後納とすることができる。

(広告掲載料の還付)

第14条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

2 広告主は、広告掲載後、その責めに帰すべき理由により、町に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(広告主の義務)

第15条 広告主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
- (4) 広告の内容等が承諾又は当該承諾に係る指示若しくは条件に適合したものであること。

2 広告主は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

(広告掲載の中止等)

第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載決定後及び  
広告掲載期間中であっても、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を  
解除することができる。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。
  - (2) 広告主が町の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるよう  
な行為を行ったとき。
  - (3) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
  - (4) 広告主の倒産、破産等により広告掲載する必要がなくなったとき。
  - (5) 広告主が書面により、広告掲載の取下げを申し出たとき。
  - (6) 広告掲載期間中において第5条又は邑南町広告取扱基準第3に該当するに  
至ったとき。
  - (7) 町の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。
- (広告物の撤去等)

第17条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定又は  
第11条第2項の規定による決定に係る条件で定めるところにより、広告物の撤  
去、削除又は塗りつぶし等を行うことができる。

- (1) 広告主が広告掲載の期間満了後においても広告物を撤去せず、又は削除  
しないとき。
- (2) 前条の規定により広告掲載に係る承諾の取消しをなされた広告主が広告  
物を撤去せず、又は削除しないとき。
- (3) 広告主が倒産、解散等により消滅したとき。

2 前項の広告物の撤去、削除又は塗りつぶし等に要する費用は、広告主の負担  
とする。ただし、前項第3号の事由による場合は、この限りでない。

(審査機関)

第18条 広告掲載に関し、次の事項を協議するため、広告掲載審査会(以下「審  
査会」という。)を設置する。

- (1) 広告掲載基準等に関すること。

(2) 広告掲載に係る決定が困難な広告掲載に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、広告掲載に関し必要と認める事項

2 審査会は、会長及び委員をもって組織する。

3 会長は、副町長をもって充てる。

4 委員は、課長、支所長の職にある者をもって充てる。ただし、会長が必要と認めるときには、これら以外の者を委員に加えることができる。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第19条 審査会は、新たな広告事業を始めようとするとき、又は広告掲載の可否について疑義が生じた場合において会長が必要と認めたときに、会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

4 前項に定めるほか、委員長が必要と認めたときは、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。

(庶務)

第20条 審査会の庶務は、情報みらい創造課において処理するものとする。

(物品の受入れ)

第21条 町は、広告主が作成する広告が掲載された物品を受け入れる方法によることができるものとする。

2 前項の規定による物品の受入れについては、町がその可否を決定するものとする。

3 町は、第1項の規定による物品の受入れをすることとした場合は、広告主と当該物品の作成及び受入れに関する書面を交換するものとする。

(その他)

第22条 この告示の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第38号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。